

大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）案の概要について

1 条例制定の背景と経緯

（１）障害者差別解消法の制定

平成 18 年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連で採択されるなど、国内外で障がい者の権利の実現に向けた取組が進展しています。我が国は、障害者権利条約の締結に当たって、国内法の整備を進めることとなり、平成 23 年に障害者基本法が改正され、差別の禁止が基本原則に掲げられました。そして、平成 25 年 6 月に、障害者基本法第 4 条に規定された差別の禁止の基本原則を具体化するものとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、同法は平成 28 年 4 月から施行されます。なお、これらの法整備を受けて、我が国は、平成 26 年 1 月に障害者権利条約に批准しました。

障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別を解消することで、共生社会の実現をめざすことを目的としています。法では、障がいを理由とする差別の禁止についての定めがあり、不当な差別的取扱いの禁止は行政機関等・事業者ともに法的義務とされ、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等が法的義務、事業者が努力義務となっています。そして、差別を解消するための支援措置として、法第 14 条で「相談、紛争の防止・解決の体制整備」が、第 15 条で「啓発活動の実施」が、大阪府を含む地方公共団体が行うべきこととして規定されています。

（２）現状と課題

残念ながら、大阪府でも、依然として、障がい者が府民生活の中で嫌な思いをしたり、差別を受けたと感じたりしている現状があります。大阪府では、平成 25 年 10 月から 12 月の間に障がいを理由とする差別と思われる事例の募集を行いました。691 件の事例が寄せられました。

障害者差別解消法は、そのような状況を解決するための法律です。しかしながら、同法には、「相談、紛争の防止・解決の体制整備」や「普及・啓発活動の実施」について具体的な内容が定められていません。差別を解消するための具体的な取組は地方公共団体に委ねられています。

（３）経緯

そこで、大阪府では、平成 25 年 11 月に、大阪府障がい者施策推進協議会に差別解消部会を設置し、差別を解消するための取組について、検討を行ってきました。平成 26 年 9 月に、部会では、「何が差別に当たるのかについてのガイドラインの策定」、「府独自の相談、紛争の防止・解決の体制整備」、「障がい理解のための啓発活動の促進」を取組の 3 本柱とする提言がとりまとめられました。提言を受けて、まず、平成 27 年 3 月に、障がいを理由とする差別について府民の皆様の関心と理解を深めるため、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定・公表しました。

さらに、本年度、部会では、「相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策」、「実効性の確保のための措置の必要性」、「条例の必要性」について検討を行い、平成27年8月にまとめられた「これまでの議論の整理」では、「法が明確に規定していない部分を補完するために条例を制定する。具体的には、府独自の体制整備と実効性の確保のための措置が必要であり、そのための根拠となる条例を法の施行と同時に制定すべき。」との意見が出されました。

こうした部会における検討結果等を踏まえて、大阪府では、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と、条例による相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪として、差別解消に取り組む。」との方針を定め、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定するものです。

2 条例（案）の概要

（1）目的

- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにします。
- ・ 障害者差別解消法第14条の「相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備（体制整備）」並びに法第15条の「啓発活動の実施」に関し、必要な事項等を定めます。
- ・ 障がいを理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とします。

（2）定義

- ・ この条例の用語の定義は、法の定めるところによります。
- ・ 相談事案とは、法第8条に規定する事業者における障がいを理由とする差別の禁止に係る相談の事案をいいます。
- ・ 相談機関とは、相談事案に対応する市町村の機関をいいます。

（3）基本理念

- ・ 差別の解消は、障がい者のみならず、全ての府民が共に社会の一員として社会全体の課題との認識の下、行います。
- ・ 法第14条の相談及び紛争の防止又は解決に当たっては、相談事案の当事者が、「理解し合い」「話し合い」「考えること」を基本とし、それを促すように取り組みます。
- ・ 法第15条の啓発活動の実施に当たっては、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが障がいを理由とする差別を解消し、共生社会を実現するために最も基礎となる大切な取組であるとの認識の下、行います。

（4）府の責務

- ・ 府は、基本理念にのっとり、市町村との適切な役割分担のもとで、体制整備を実施します。
- ・ 府は、障がいを理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切

に行動するための指針（大阪府障がい者差別解消ガイドライン）の普及に努めるとともに、必要な啓発活動を行います。

（５）府民及び事業者の責務

- ・ 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めなければなりません。
- ・ 府民及び事業者は、府が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

（６）市町村との連携

- ・ 府は、市町村と連携し、体制整備及び啓発活動を実施するよう努めることとします。
- ・ 府は、市町村が体制整備及び啓発活動を実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言等を行うものとします。

（７）広域支援相談員

- ・ 府に知事が任命する広域支援相談員を置きます。
 - ・ 広域支援相談員は、次の業務を行います。
 - 相談機関に対する支援及びこれに付随する業務
 - 障がい者及びその家族その他の支援者（障がい者等）並びに事業者からの相談に応じること及びこれに付随する業務
- （例）相談機関に対する助言
- 障がい者並びに事業者に対する助言
 - 相談事案の関係者に対する調査
 - 相談事案の関係者間の調整
 - 相談機関の連携促進
 - 相談事案の収集及び分析

（８）大阪府障害者差別解消協議会

- ・ 知事は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項について、必要があるときは、大阪府障害者差別解消協議会（協議会）の意見を聴くこととします。
- ・ 協議会の合議体では、以下の事項等を取り扱います。
 - 事業者における不当な差別的取扱いに係る紛争の事案（紛争事案）を解決するためのあっせん
 - 知事が公表を行うに当たっての意見の申述
 - 広域支援相談員に対する助言
- ・ 協議会は、法第１７条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を担います。
大阪府附属機関条例を一部改正し、協議会は知事の附属機関として、設置します。

（９）あっせん

- ・ 障がい者等は、広域支援相談員による対応を行っても解決できない事業者における不当な差別的取扱いに係る紛争の事案（紛争事案）について、知事に対し、あつせんを求めることができます
- ・ あつせんの求めは、障がいを理由とする差別の解消が、行政庁の処分により解決されるときは、することができません。
- ・ 知事は、あつせんの求めがあったときは、合議体にあつせんを行うことを委任します。
- ・ 合議体は、必要があると認めるときは、紛争事案の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることその他の必要な調査を行うことができます。
- ・ 合議体は、あつせん案を作成し、紛争事案の当事者に提示することができます。
- ・ 合議体は、あつせんの結果を知事に報告するものとします。

（ 1 0 ） 勧告

- ・ 協議会は、正当な理由なく、あつせん案に従わない者並びにあつせんのために必要な調査を拒否した関係者等に対して、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができます。
- ・ 協議会から勧告の求めがあった場合、知事は、必要があると認めるときは、勧告することができます。

（ 1 1 ） 公表

- ・ 知事は、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。
- ・ 知事は、公表しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行わなければなりません。
- ・ 知事は、公表しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければなりません。

（ 1 2 ） 施行日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

（ 1 3 ） 条例の見直し

知事は、条例の施行後 3 年を目途として、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて見直しを行うものとします。

パブリックコメント：平成 27 年 12 月 28 日～同 28 年 1 月 27 日まで実施